

公告(令和4年12月15日)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例(平成20年三重県条例第41号)第21条から25条までの規定による手続きを行い、今般、関係住民との合意形成が図られたことから、第26条第1項の規定に基づき、令和4年12月15日付で産業廃棄物の処理施設の設置等に係わる合意形成手続終了報告書を提出しました。

- ・[合意形成手続終了報告書\(PDFリンク\)](#)
- ・[住民説明会報告書\(PDFリンク\)](#)
- ・[事業計画説明会資料\(PDFリンク\)](#)

以上